

令和 5 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

写

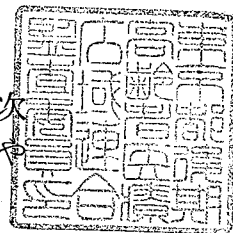
5 東広監第29号
令和5年9月27日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様
東京都後期高齢者医療広域連合長 様
東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 様

東京都後期高齢者医療広域連合

監査委員 清水 耕次

監査委員 酒井 たくや



令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和5年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について、別紙のとおり提出します。

令和5年度定期監査報告書

1 監査の対象及び範囲

東京都後期高齢者医療広域連合の部局において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された令和4年度の財務に関する事務及び事業執行に係る事務

2 実施期間

- (1) 書面監査 令和5年6月1日から令和5年6月26日まで
- (2) 事情聴取 令和5年8月31日

3 監査の方法

東京都後期高齢者医療広域連合監査基準に則り、主管部（課）から提出された財務に関する監査資料、関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査、並びに関係責任者に対する事情聴取を実施した。

4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い、適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計処理、契約締結時の財務事務及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理をされ、最少の経費で最大の効果が上がっているか。

5 監査の結果

上記主たる観点到重点をおき監査を行ったところ、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。

6 総括・意見

本広域連合においては、被保険者数が令和5年3月末時点で167万人を超えており、制度開始当初（平成20年4月）の約106万人と比較すると約58%の増加となっている。また、財政面では、本広域連合の支出の大半を占める医療給付費の令和4年度実績は約1兆4,395億円となり、平成20年度の7,446億円と比較すると約93%の増となった。

近年の医療費の増に対応する医療費適正化の取り組みとして、令和4年度も引き続きジェネリック医薬品差額通知事業等を実施し、一月当たりの軽減効果額について、4億8,500万円余の効果を上げた。このほか、適正服薬推進事業、柔道整復師の施術の療養費適正化事業、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費適正化事業を継続するなど、医療費適正化の一層の推進を図った。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等への対応として、傷病手当金の支給や保険料の減免を実施した。

以上のように、令和4年度においても、本広域連合は、国の制度改革の動向に対応しつつ、都内の全市区町村と連携・協力し、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、円滑な制度運営に努めた。

こうした経過を踏まえ、被保険者数や財政規模が極めて大きい本広域連合において、その組織的特性をも十分考慮し、今年度の定期監査を通じて次の二点を要望する。

第一は、事務の確実な執行である。

本年度においても、指摘事項として毎年挙げられていながらも、起案文書や契約書類の押印漏れ、日付や記載事項の誤り等があった。また、特別会計補正予算（第2号）編成時において、市区町村への返還見込額の推計及び補正予算の計上を失念したため、予備費を充用し対応することとなった。今後は、組織として確実な事務処理体制を構築し、再発防止を徹底されたい。

令和4年1月以降、勤怠管理システムを導入したことにより、職員の勤怠管理事務を効率化し、当該事務の適切な執行に改善が見られた。しかしながら、文書管理システム・財務会計システム等の一部現行システムにおいては、システム同士が連携しておらず二度に渡って同じ内容を入力しなければならずミスを誘発してしまうおそれがあること、一部紙処理が残っていること等、仕様上の制限等により運用で対応している事務については、各課連携の上で、改善を検討されたい。

近年の実務経験が浅い職員が多く異動してくる現状を踏まえると、事務を円滑に進めるためには、文書・契約・支出事務の能力の向上を図ることが不可欠である。「文書事務の手引き<起案・決定・施行編>」、「文書事務の手引き<保存・保管・廃棄編>」、「契約マニュアル」、「会計事務の手引き」の活用とOJT等の充実により、一層の文書・契約・支出事務の適正化が進むことを望むものである。超過勤務が多い職員も散見することから、組織として縮減する取組をされたい。

第二は、支出の適正化である。

本広域連合は、令和2年1月に改定した第2期広域計画や令和3年4月に策定した第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）などに基づき、医療費適正化施策等を進めてきた。令和4年度の歳出予算の執行率については、前年度に比べ一般会計では上がったものの、後期高齢者医療特別会計においては前年並みとなった。予算の執行状況を注視し予測をすることはもちろん、近年の物価高騰など社会経済状況を調査・研究をすることにより、最小の経費で最大の効果が得られるように努力されたい。また、契約については、定められた手続きに沿って適正に行い、支出することが肝要であり、外部からの誤解や不信を招かないようにされたい。

本広域連合は、団塊の世代が全て75歳になる2025年問題、団塊ジュニアが高齢化を迎える2040年問題など直面する医療給付費の増大その他の諸課題に対応するため、これまでの「医療懇談会」を見直し、新たに公募委員を加えた「運営会議」を発足させた。

一方、国は、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の分類を2

類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、3年以上続いたコロナ禍からの社会の平常化に向けて大きな舵を切った。また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直しを行うなど後期高齢者医療制度は、大きな転換点を迎えている。

このような状況下、後期高齢者の医療給付費をどう抑制していくかは、今後ますます大きな課題となる。不正・不当な支出の防止、支出済のものの点検による適正化はもとより、被保険者の意識啓発や健康増進を通して医療費低減につながる施策が重要になってくる。既に取り組んでいる医療費適正化施策等を今後も着実に推進するとともに国の政策等動向に適切に対応していくことが望まれる。

なお、監査の際に見受けられた事務上の軽微な指摘事項については、改善を指示し、すべて是正済みである。